

【事案Ⅱ－１】災害死亡共済金請求

・平成 29 年 7 月 14 日 裁定終了

<事案の概要>

被共済者は、平成 26 年 1 月に台所のカーペットにつまづき転倒し、その後死亡したが、これは転んで打ち所が悪かったために死亡したのであり、不慮の事故を直接の原因とした死亡ではないとした被申立人の判断に不服があるとして申立てに及んだもの。

<申立人の主張>

被申立人は、災害死亡共済金として 500 万円を申立人に支払え、との判断を求める。

- (1) 被共済者は平成 26 年 1 月、台所へ行く際に転倒した。起き上がれないので救急車を呼んだが既に意識はなかった。被共済者は、転倒の際に頭部を強打しており、それによって死亡したものであって、不慮の事故による死亡である。

<共済団体の主張>

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

- (1) 不慮の事故とは、「急激かつ偶然な外因による事故」をいい、「不慮の事故を直接の原因として」の「直接の原因」とは、事故と結果とに直接的な因果関係がある場合をいう。
- (2) 本件の被共済者の死体検案書によると、被共済者の直接死因は、虚血性心不全であり、死因は、病死及び自然死とされている。
- (3) 本件での申告の事故とは、転倒であり、申立人は転倒により頭部に外傷を負いこの外傷により死亡したと主張するが、死体検案書からは頭部外傷を原因とした死亡とは判断できない。

<裁定の概要>

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面にに基づき審議した結果、「申立人の請求は認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

- (1) 申立人は、死体安置所で被共済者の遺体を調べたところ、左側頭部に横 1 センチ縦 2 センチ程度がめくれるようにピンク色で 5 ミリ程度出っ張っているところがあったと主張するが、死体検案を行った監察医によれば、「頭部には、外力の存在を示唆する表皮剥脱、皮膚変色（皮下出血）、挫傷などの 開創を認めませんでした。また、頭蓋骨骨折も触知しませんでした。」とされ、「頭部外傷を含め、死因となり得る外傷の存在も見られませんでした。」とされている。
- (2) これらによれば、申立人が主張するように被共済者が転倒して頭部を打撲した事

実があったとしても、被共済者が頭部外傷を負っていたという証拠はなく、転倒による頭部外傷を直接の原因として被共済者が死亡したと認めることはできない。

- (3) 他方、監察医が被共済者の直接死因を虚血性心不全とした理由について、被共済者には、心肥大、不整脈、糖尿病、高血圧、肺気腫などの病歴があり、被共済者が心臓性突然死、すなわち虚血性心不全という病死であるとした判断は合理的であると認められる。